

各都道府県総務部長
（財政担当課、市町村担当課、
都道府県立病院担当課扱い）
各指定都市財政担当局長
（各指定都市財政担当課、市立病院担当課扱い）
関係一部事務組合管理者
（都道府県・指定都市が加入するもの）
関係広域連合の長
（都道府県・指定都市が加入するもの）

殿

総務省自治財政局準公営企業室長
（公印省略）

不採算地区に所在する中核的な公立病院に対する財政措置の創設等について

令和2年度より、地域医療構想の更なる推進に向け、過疎地等で経営条件の厳しい地域において、二次救急や災害時等の拠点となる中核的な公立病院の機能を維持するための繰出しに対して、新たに特別交付税措置を講ずる等の見直しを行うこととしましたので、下記のとおりお知らせします。

各都道府県担当課におかれては、関係部局並びに貴都道府県内の市区町村（指定都市除く。）、企業団及び関係一部事務組合等、関係者に対して速やかに周知いただくようお願いいたします。

記

1. 不採算地区に所在する中核的な公立病院に対する財政措置の創設

(1) 趣旨

過疎地等で経営条件の厳しい地域において、二次救急機能や三次救急機能を有する病院や、災害時等の拠点となる病院は、当該地域の中核的病院として、一定の医療機能を維持・確保することが求められることから、そのための体制確保に必要な経費が、その他の病院と比べ割高となっている。

このような実態を踏まえ、不採算地区に所在する中核的な病院の機能を維持するために必要な経費（例：非常勤医師の給与に係る割高経費、医師住宅の借上経費、災害拠点としての機能維持に要する経費（自家発電設備、DMAT資機材のメンテナンス経費等）などの体制確保のために必要となる増嵩経費）について、財政措置を講ずる。

(2) 財政措置

①繰出しの基準

「令和2年度の地方公営企業繰出金について」（令和2年4月1日付け総財公第77号総務副大臣通知）第5の4に定める不採算地区に所在する中核的な病院の機能の維持に要する経費とする。

②特別交付税措置

ア 不採算地区に所在する中核的な病院に係る特別交付税の算定に当たっての基準額は、500床で0となるよう病床数の増加に応じて減額した額とする。ただし、許可病床数が100床以上150床未満の場合は、既存の不採算地区病院に係る基準額を除いた額となる。

イ 特別交付税の算定は、不採算地区病院、不採算地区に所在する中核的な病院、結核、精神、リハビリテーション専門病院、小児救急医療提供病院、救命救急センター、周産期、小児及び感染症のそれぞれの基準額の合算額と、それぞれの繰出額の合算額に措置率(0.8)を乗じて得た額とを比較して、いずれか低い額を算定額とする。

ウ 地域医療構想の更なる推進に向けて、令和2年夏頃を目処に「新公立病院改革ガイドライン」を改定し、令和3年度以降の更なる改革のためのプランの策定を要請することとしている。本措置に係る特別交付税措置は、この更なる改革のためのプランの策定を要件とする。

なお、令和2年度においては、当該プランを策定するまでの間は、当該プランの策定作業に着手していることをもって対象とする。

2. その他

(1) 既存の不採算地区病院の運営に要する経費に係る財政措置の見直し

既存の不採算地区病院の運営に要する経費に係る財政措置は、引き続き継続するが、許可病床数が100床未満の病院については、経営状況等を踏まえ、特に病床数が少ない病院を中心に特別交付税措置を拡充することとしている。

なお、本特別交付税措置については、1(2)②ウと同様の取扱いとする。

(2) 既存の小児救急医療提供病院、救命救急センター、周産期医療及び小児医療に係る特別交付税措置について

従前より、小児救急医療提供病院、救命救急センター、周産期医療及び小児医療に要する経費について特別交付税措置を講じているが、特別交付税措置をおおむね2割程度拡充することとしている。

(3) 公的病院等に対する特別交付税措置について

従前より、公的病院等に対して地方公共団体が助成を行っている場合に、公立病院に準じて特別交付税措置を講じているが、不採算地区に所在する中核的な病院に関しても同様とする。

また、許可病床数が100床未満の不採算地区病院に関しては、(1)のとおり、病床数が少ない病院を中心に特別交付税措置を拡充することとしているほか、小児救急医療提供病院、救命救急センター、周産期医療及び小児医療に関しても、(2)のとおり、特別交付税措置を拡充することとしている。

(4) 不採算地区の有床診療所に対する特別交付税措置について

従前より、有床診療所に要する経費について特別交付税措置を講じているが、(1)の見直しと併せて措置を拡充することとしている。

なお、不採算地区公的診療所等の助成に要する経費についても同様とする。